

## お客様の個人情報の利用目的等について

株式会社サンティール

田崎真也ワインサロン

1、田崎真也ワインサロンは、ご提供いただいた個人情報につきまして、下記の利用目的の範囲内で取り扱いさせていただきます。（受講申込・資料請求等をされた方を以下併せて顧客という）

- ・ 受講生募集、お申し込み内容の確認、受講料の請求、各種手続きのご連絡、講座の企画、授業の日程・内容の変更の通知並びにその他田崎真也ワインサロンサービスの提供に係ること
- ・ 電話、電子メール、郵送等各種媒体により、田崎真也ワインサロン及びグループ会社の宣伝広告物の配布、各種サービスに関するご案内を行うこと
- ・ 顧客との取引を適切かつ円滑に履行するためのご連絡
- ・ 新サービス等の開発および市場調査を成すため
- ・ 統計資料の作成
- ・ その他、当社の業務を遂行する上で必要な場合

なお、田崎真也ワインサロンは、お客様の受講終了後も本利用目的の実施に必要な範囲内で個人情報を利用する場合があります。

田崎真也ワインサロンは、ご提供いただいた個人情報につきましては、上記利用目的を達成するため、業務委託先又は提携先に預託する場合がございます。また、法令などに基づき、裁判所・警察機関などの公的機関から開示の要請があった場合には、当該公的機関に提供することがございます。

田崎真也ワインサロンでは、いかなる場合でもご本人の承諾なしに他の生徒さんに個人情報をお教えすることはございません。ワインサロン主導で名簿作りなどを行いませんので、生徒さん同士でクラスの名簿作りなどに賛同されて情報を公表する場合は個人の責任において行って下さい。

### 2、保有個人データに関する公表事項

#### ①個人情報取扱事業者の氏名

株式会社サンティール

#### ②保有個人データの利用目的

上記「1」のとおり

### ③開示等の求めに応じる手続

- (1) ご本人から当該ご本人が識別される保有個人データ（以下保有個人データという）の利用目的の通知を求められたときは、次の場合を除いて、遅滞なく通知します。
- ・上記「1」により利用目的が明らかな場合
  - ・利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
  - ・利用目的を本人に通知し、又は公表することにより株式会社サンティールの権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
  - ・国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
  - ・取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合
- (2) ご本人から保有個人データの開示を認められたときは、ご本人に対し、書面交付若しくは当該ご本人が同意された方法により遅滞なく開示します。
- 但し、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しません。
- ・株式会社サンティールの業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合。
  - ・他の法令に違反することとなる場合。
- (3) ご本人から保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下訂正等という）を求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正を行います。
- (4) ア、ご本人から、保有個人データが、個人情報の保護に関する法律第16条の規定に違反して取り扱われているという理由または同法第17条の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下利用停止等という）を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行います。
- 但し、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、ご本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときはこの限りではありません。
- イ、ご本人から、保有個人データが個人情報の保護に関する法律第23条1項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があるこ

とが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止します。

但し、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときはこの限りではありません。

(5) 前記(1)乃至(4)記載の開示等の求めは、書面にて株式会社サンティールへ申し出て下さい。その際には、本人若しくは代理人であることの確認のため、次の書類の原本を提示し、写しを提出して下さい。

ア 本人確認

- ・運転免許証
- ・旅券(パスポート)

イ 代理人確認

法定代理権を証する書類及び代理人自身の上記アに定める書類、任意代理権を証する本人の実印付委任状及び印鑑証明書と代理人自身の上記アに定める書類。

④保有個人データの取扱に関する苦情の申出先

株式会社サンティール

個人情報に関するお問合せは

株式会社サンティール 田崎真也ワインサロン

フリーダイヤル 0120-36-20-26

までお願い致します。